

個人情報保護条例等の改正に係る中間取りまとめについて市民意見募集を実施します

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日に施行されることとなりました。

これを受け、「横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」という。）」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」という。）」の改正が必要となることから、本年5月に、横浜市長から横浜市個人情報保護審議会及び横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審議会等」という。）に、改正内容につき諮問しました。

この度、審議会等において中間取りまとめが整いましたので、これにつき、市民の皆様の御意見を募集します。頂いた御意見を踏まえ、審議会等において議論を深め、市長に答申することとなりますので、忌憚のない御意見をお寄せください。

中間取りまとめの概要

1 個人情報保護条例の改正について

(1) 横浜市個人情報保護審議会関係

条例要配慮個人情報に係る規定が不要である旨、個人情報取扱事務開始届に係る規定が必要である旨等計12項目

(2) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会関係

個人情報保護法の適用により本人開示請求に対する決定期間が30日となることを受け、開示の遅延を招かないよう責務的な規定を設ける旨、紙文書に係る開示請求に対しこれに係る電磁的記録を作成しての写しの交付を可能とする旨等計15項目

2 情報公開条例の改正について（横浜市情報公開・個人情報保護審査会関係）

開示請求の決定期間は14日だが実処理日数を確保できるよう休日に係る調整規定を設ける旨、電磁的記録の写しの交付に係る手数料の額を従量制とする旨等計10項目

市民意見募集の概要

1 意見募集期間

令和4年7月1日（金）から8月1日（月）まで

2 中間取りまとめの閲覧方法

(1) 横浜市市民局市民情報課のホームページに掲載します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/joreikisoku/joreikaisei.html>

(2) 市庁舎3階市民情報センターに配架します。

3 意見の提出方法

「居住区」、「氏名」を明記の上、次のいずれかの方法で御提出ください。電話や口頭では提出できませんので、御了承ください。

(1) 電子メール：sh-ikenboshu@city.yokohama.jp

(2) FAX：045-664-7201

(3) 郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市市民局市民情報課 行 《消印有効》

(4) 持参：市庁舎3階市民情報センター窓口《8時45分から17時まで（土・日・祝日を除く。）》

※ 次のいずれに対する意見なのかを明示してください。

ア 個人情報保護条例の改正に係る個人情報保護審議会の中間取りまとめ

イ 個人情報保護条例の改正に係る情報公開・個人情報保護審査会の中間取りまとめ

ウ 情報公開条例の改正に係る情報公開・個人情報保護審査会の中間取りまとめ

お問合せ先

市民局市民情報課長

小林 且典 Tel 045-671-3881